

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

第 号
令和 年 月 日
税務署長 ⑩

承認
現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 額の破産等免除申請に対する 却下 通知書（通知用）
相 続 税 一部却下

令和 年 月 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の2第17項

承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

- 1 承継会社の名称 _____
- 2 申請があった破産等免除 贈与税 額 _____ 円
相 続 税
- 3 免除した 贈与税 額 _____ 円
相 続 税
- 4 却下した破産等免除 贈与税 額 _____ 円
相 続 税
ほか利子税の額 _____ 円
- 5 却下した税額の納付期限 令和 年 月 日
- 6 却下した理由

上記4の却下した破産等免除 贈与税 額及び利子税の額は、上記5の納付期限までに 至 急 同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記5の納付期限までに納付しなかった場合には、上記4の却下した税額に、上記5の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。